

会計年度任用職員（部活動指導員）の名簿登録者募集要項

令和7年5月1日以降に任用する会計年度任用職員の名簿登録者を次のとおり募集します。繁忙期や欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。

※名簿登録者の中から、希望する部活動の種類、各中学校の部活動の実施状況その他の諸条件を踏まえ、必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるものではありません。なお、この登録は令和8年3月31日まで有効です。

1 募集職種

部活動指導員

2 主な勤務内容

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害の予防に関する知識、技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検、管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の対応

3 応募要件

- (1) 年齢満20歳以上であること。
- (2) 指導する部活動の実技指導に関し高い技術と指導力を有し、指導に対する熱意と、勤務する学校の部活動方針への理解を有すること。
- (3) 以下のいずれか1つに該当すること。
 - ア 教員の経験がある者
 - イ 学校での部活動の指導経験がある者（部活動外部指導者等）
 - ウ 運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある者
 - エ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者

※地方公務員法第16条の各項(欠格条項)のいずれかに該当する人は登録することができません。

地方公務員法 第16条

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（最長） ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日 及び 勤務時間	年間210時間程度（平日2時間程度、休日3時間程度を想定） ※曜日・時間は勤務校及び指導する部活動により異なります。勤務シフトその他の詳細は勤務予定校と協議の上で決定いたします。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合、勤務日・勤務時間以外の勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市立中学校
給与	時給1,587円（地域報酬含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当（1か月上限55,000円）が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	労災保険
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件については
その際にお問い合わせください。

※5 任用や給与の額は、吹田市議会令和7年2月定例会において、本市当初予算が承認
された時点で確定します。

5 登録手続

あらかじめ下記の連絡先まで御連絡のうえ、所定の用紙「登録票」に写真を貼付し、必要
事項を記入し、下記の送付先に持参又は郵送してください。

(送付先)

〒564-0027 吹田市朝日町3番415号

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室 宛

(※封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」と記入してください。)

(お問合せ先)

学校教育部 学校教育室 【支援・生徒指導担当(子供支援グループ)】

電話番号 06-6155-8192